

千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第4次）施策進行管理票

基本目標1 DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

施策の方向1 多様な主体に向けた広報啓発の推進

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度				令和元年度		施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①DVの根絶に向けた啓発の充実【重点】 ア 多様な広報媒体を活用した効果的な広報啓発の充実 イ DV防止キャンペーンの充実 ウ 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進 (1-2-③-エ-1再掲、4-7-①-ウ再掲) エ DV防止セミナーの充実 オ 加害者を生まないための対策(2-3-①-カ再掲) カ 人権啓発の推進 キ 「犯罪被害者等相談窓口」に係る広報啓発活動の推進	ア	1	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて、DV防止啓発リーフレット等の作成、配布を行う。児童虐待防止についても併せて啓発する。	324	222	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止啓発リーフレットを作成し、県内市町村と連携して自治会の回覧板等を活用して配布・供覧した。(約96,000枚) DV防止街頭キャンペーンを企業・団体・市町村・県警・大学等の協力を得て実施し、DV及び児童虐待の啓発物資等を約4,000人に配布した。(11/12そごう千葉店前広場、11/23イオンモール八千代緑が丘)	221	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて、DV防止啓発リーフレット等の作成、配布を行う。児童虐待防止についても併せて啓発する。	411	男女課
	イ	2	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止街頭キャンペーンを実施し、啓発物資を配布する。児童虐待防止についても併せて啓発する。	378	247	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止街頭キャンペーンを企業・団体・市町村・県警・大学等の協力を得て実施し、DV及び児童虐待の啓発物資等を約4,000人に配布した。(11/12そごう千葉店前広場、11/23イオンモール八千代緑が丘)	246	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、DV防止街頭キャンペーンを実施し、啓発物資を配布する。児童虐待防止についても併せて啓発する。	341	男女課
	ア、イ	3	児童虐待防止月間の11月を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待の正しい知識と理解をもってもらうとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。	10,000	10,000	「オレンジリボンキャンペーン」実施期間中に、ラジオCMを実施するとともに、ちばアクアラインマラソン等のイベントにおいて、ブースを開設し、児童虐待防止やDV防止に関する啓発物資を約8,000名に配布した。 また、市町村を通じて、約55,000部の啓発物資を配布した。	9,991	児童虐待防止月間の11月を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を展開し、県民に児童虐待の正しい知識と理解をもってもらうとともに、通告義務や相談機関の周知を図る。	10,000	児童家庭課
	ウ	4	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	778	506	パンフレットを学校や市町村を通じて保護者に配布することにより、家庭での暴力防止の働きかけを行うとともに、保護者のDV被害の早期発見及び相談につなげられるようにした。	505	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	778	男女課
	エ	5	DVをテーマとした県民向けの講座を複数回開催する。	182	477	DVをテーマとした県民向けの講座を2回開催した。	488	DVをテーマとした県民向けの講座を複数回開催する。	182	男女課
	オ-1	6	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	3,083	3,083	男性のための一般相談(633件)及びカウンセリング(102件)を実施した。	2,164	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	3,051	男女課 男女センター
	オ-2	7	女性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	16,426	16,426	女性のための一般相談(6543件)及びカウンセリング(345件)、法律相談(月1回、37件)、こころの相談(月1回、28件)を実施した。	16,311	女性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。	16,586	男女課 男女センター
	カ	8	人権啓発イベント及び講演会の実施、交通広告の実施、リーフレットやポスター等の作成・配布、人権をテーマとする研修会への講師派遣、人権啓発ビデオの貸出などにより、広報・啓発を実施する。	20,766	11,400	人権啓発イベント(12/5開催:ちばハートフル・ヒューマンフェスタ)及び講演会(8/8開催:人権問題講演会)の実施、交通広告(ポスター掲示とステーションギャラリー)の実施、リーフレット(4,600部)やポスター(5,000枚)等の作成・配布、人権啓発案内冊子(3,000冊)を作成・配布し人権をテーマとする研修会への講師派遣(38件)、人権啓発ビデオの貸出(105件)などにより、広報・啓発を実施した。	9,677	人権啓発イベント及び講演会の実施、交通広告の実施、リーフレットやポスター等の作成・配布、人権をテーマとする研修会への講師派遣、人権啓発ビデオの貸出などにより、広報・啓発を実施する。	22,464	健康福祉政策課
	キ	9	各種相談窓口をまとめたリーフレット、ポスターを作成し、市町村や関係機関に配布して相談窓口の広報啓発を推進する。	366	366	相談窓口をまとめた「犯罪被害者等のための相談窓口等のご案内」リーフレット(16,000部)及びポスター(1,100部)を作成し、市町村や関係機関に配布した。	300	各種相談窓口をまとめたリーフレット、ポスターを作成し、市町村や関係機関等に配布して相談窓口の広報啓発を推進する。	390	くらし安全推進課
②DV被害者等に向けた情報提供の充実 ア DV相談窓口の周知徹底及び積極的な情報提供(1-1-④-ア) イ 外国人のDV被害者に対する支援 ウ 男性向け相談窓口の周知	ア	10	DV相談カードの常時設置(市町村の窓口、金融機関等)及びDV相談ステッカーの配布を行う。	380	222	DV相談カードの常時配置(県内市町村・運転免許センター・地域振興事務所・健康福祉センター・児童相談所等の県機関、郵便局、金融機関等、計約7,500箇所)及びDV相談ステッカーの配布(県内市町村・運転免許センター・地域振興事務所・健康福祉センター・児童相談所等の県機関、郵便局、金融機関等、約2,000枚)を行った。	221	DV相談カードの常時設置(市町村の窓口、金融機関等)及びDV相談ステッカーの配布を行う。	312	男女課
	イ-1	11	既に健康福祉センター、市町村等に配布している外国人向けDV防止啓発リーフレットについて、必要により追加配布を行う。	0	0	追加依頼無し	0	既に健康福祉センター、市町村等に配布している外国人向けDV防止啓発リーフレットについて、必要により追加配布を行う。	0	男女課

	イ-2	12	外国語で作成したDV被害者向けのリーフレットを県警ホームページに掲載しているほか、必要な場合には、警察署、交番、駐在所にて当該リーフレットを配布し、外国人被害者への適切な対応を図る。	0	0	警察がとり得る措置や、被害防止対策等を記載した外国語のリーフレットについて、これまでの8か国語から、新たにベトナム語、ベンガル語の2か国語を加え、県警ホームページに掲載しているほか、被害者等に当該リーフレットを配布し、被害者が意思決定するための支援を行った。	165	外国語で作成したDV被害者向けのリーフレットを県警ホームページに掲載するほか、警察署、交番、駐在所にて当該リーフレットを活用し、被害者への適切な対応を図る。	0	(警)人身安全対策課
	ウ	13	県のホームページ等を通じて男性向け相談窓口の周知に努める。DV防止について、プロスポーツ試合会場など多くの県民が集まる施設等において広報を行う。	0	0	情報誌、利用案内に相談窓口の案内を掲載し、各健康福祉センター、各児童相談所、市町村DV担当課あてに送付し、男性の相談窓口に関する周知を図った。 また、DV防止について、街頭キャンペーンと連動してサッカーJリーグ、バスケットボールBリーグ試合会場での広報活動を実施した。	0	県のホームページ等を通じて男性向け相談窓口の周知に努める。DV防止について、プロスポーツ試合会場など多くの県民が集まる施設等において広報を行う。	0	男女課 男女センター
③企業・団体等に対するDVへの理解の促進 ア DV被害者の自立に向けた理解の促進 イ 企業・団体等と連携した広報啓発	ア	14	県のホームページ等を通じて、DV被害者の自立に向けた理解の促進を図る。	0	0	県のホームページにDV被害者支援に関する情報を掲載するとともに、県が発信するメールマガジンに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中のDV防止キャンペーンなどのイベント情報を掲載し、周知を図った。	0	県のホームページ等を通じて、DV被害者の自立に向けた理解の促進を図る。	0	男女課
	イ	15	千葉県男女共同参画推進連携会議を通じてDV防止に関する広報啓発を行う。	0	0	千葉県男女共同参画推進連携会議(70団体)を通じて、DV防止啓発やデートDVに関するチラシの配布等を行い、企業等にDVやデートDVに関する正しい情報の提供に努めた。	0	千葉県男女共同参画推進連携会議を通じてDV防止に関する広報啓発を行う。	0	男女課
④DV被害の早期発見・通報体制の充実 ア 保健・医療機関に対する広報啓発(再掲1-1-②-ア) イ 教育機関等に対する意識啓発 ウ 民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対する広報啓発 エ 通報等への適切な対応	ア	16	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV相談カードの常置設置やDV相談ステッカーの配布を行う。	380 再掲	222 再掲	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV相談カードの常置設置を依頼した。また、ステッカーについては、病院等からの要望に応じて随時配布した。(医師会:153,300枚、歯科医師会:127,450枚)	221 再掲	県内の医師会や歯科医師会を通じて、DV相談カードの常置設置やDV相談ステッカーの配布を行う。	312 再掲	男女課
	イ	17	デートDV予防セミナーについて、学校職員対象の研修等で説明を行い周知していく。	0	0	学校職員対象の研修会等でデートDV予防セミナーについて説明し、周知を図った。	0	デートDV予防セミナーについて、学校職員対象の研修等で説明を行い周知していく。	0	男女課
	ウ	18	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対してパンフレットの配布等によりDV防止の広報啓発を行う。	0	0	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対してパンフレットを送付し、研修会などで配布された。	0	民生委員・児童委員及び人権擁護委員に対してパンフレットの配布等によりDV防止の広報啓発を行う。	0	男女課
	エ	19	DVの通報等があった場合に、必要により警察や児童相談所等と連携して適切に対応するとともに、通報者の氏名等の取扱いに十分注意する。	0	0	DVの通報等があった場合に、必要により警察や児童相談所等と連携して適切に対応するとともに、通報者の氏名等の取扱いに十分注意して取り組んだ。	0	DVの通報等があった場合に、必要により警察や児童相談所等と連携して適切に対応するとともに、通報者の氏名等の取扱いに十分注意する。	0	男女課 女サポ
⑤メディアにおける女性や子どもの人権への配慮 ア 情報活用能力(メディア・リテラシー)の学習機会の充実	ア	20	各教科等の指導において、情報活用能力を育成する。	0	0	児童生徒の実態や発達段階に応じ、道徳などと関連させながら学校全体で情報モラル教育に取り組むよう指導した。また、教員の研修や、各学校が行う生徒、保護者向けの講演会へ講師を派遣するなど、情報モラルについての学習が充実するよう取り組んだ。	0	各教科等の指導において、情報活用能力を育成する。	0	(教)学習指導課・ (教)児童生徒課

基本目標 1 DVを許さない社会に向けた啓発・教育の推進

施策の方向 2 DV予防教育の推進

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度				令和元年度		施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①人権教育の充実 ア 学校における人権教育の推進	ア-1	21	ア-1 学校人権教育指導資料を作成し、全教員及び教育委員会等へ配布する(45,000部)。各研修会において、DVに関する内容について教育推進を図る。	360	360	学校人権教育指導資料の中に、DVに関する内容を盛り込み、研修会の中でもDVに関する内容に触れ、教育推進を図った。	297	ア-1 学校人権教育指導資料を作成し、全教員及び教育委員会等へ配布する(45,000部)。各研修会において、DVに関する内容について教育推進を図る。	360	(教)児童生徒課
	ア-2	22	学校人権教育研究協議会を開催する。	347	347	学校人権教育研究協議会の中で、DVに関する内容について実施した。	347	学校人権教育研究協議会を開催する。	347	(教)児童生徒課
	ア-3	23	公立小・中・高校及び特別支援学校において、「いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン」、公立高校において、「マナーキャンペーン」を実施し、いじめ・暴力行為・児童虐待等をなくすため、人権意識の啓発に向けた取組を実施する。	0	0	公立小・中・高校及び特別支援学校において「いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン」、公立高校において「マナーキャンペーン」を実施した。いじめや暴力行為(児童虐待、ドメスティックバイオレンスを含む)等の人権侵害は許されない行為であるという意識を高めることや、思いやりの心を持ってマナーを大切に、規範を遵守する意識や態度を身に付ける効果があった。	0	公立小・中・高校及び特別支援学校において、「いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン」、公立高校において、「マナーキャンペーン」を実施し、いじめ・暴力行為・児童虐待等をなくすため、人権意識の啓発に向けた取組を実施する。 「いじめ防止啓発強化月間」の実施時期である4月に「いのちを大切にすることを大切にするキャンペーン」の一環として、SO Sの出し方に関する教育を実施するよう、各学校に依頼をした。	0	(教)児童生徒課
②道徳教育の充実 ア 学校における道徳教育の推進 イ 道徳の時間の充実	ア、イ-1	24	道徳教育指導用映像資料を作成する。	21,058	21,057	教員の指導力向上を図り、道徳教育の一層の推進を図るため、これまで県が作成した教材等を活用した「考え、議論する道徳」の実際の授業展開例の映像と、授業のポイント等を収録・編集した映像資料(DVD)を作成し、県内公立小・中・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に配付した。	20,848	道徳教育映像教材を作成する。	24,278	(教)学習指導課
	ア、イ-2	25	道徳教育推進校における研究、公開授業を実施する。	3,200	3,200	全校種(幼・小・中・高・特支)32校による道徳の授業公開を実施した。道徳教育全体について実践的な研究を行った。	2,854	道徳教育推進校における授業研究を実施する。	2,928	(教)学習指導課
	ア、イ-3	26	心の教育推進キャンペーン、実践事例集を作成する。	2,276	2,168	全校種(幼・小・中・高・特支)32校による道徳の授業公開を実施した。指導資料や啓発ポスターは、県内(千葉市は除く)の全校種の公立学校に配付した。	1,176	本年度は実施せず。(隔年での実施。令和2年度実施予定)	0	(教)学習指導課
	ア、イ-4	27	なし。	0	0	なし。	0	なし。	0	(教)学習指導課
	ア、イ-5	28	教職員を対象とする情報モラル教育研修会に講師を派遣する。	3,000	2,228	情報モラル研修会において、情報モラル教育を充実するため直接児童生徒の指導にあたる教員等への働きかけを行った。	2,208	教職員を対象とする情報モラル教育研修会に講師を派遣する。	3,000	(教)児童生徒課
③若者を対象とした予防施策の充実【重点】 ア DV予防セミナーの実施 (1-2-③-ウ再掲) イ デートDV相談カード等啓発資料の配布 ウ 大学と連携した広報啓発の実施 (再掲1-2-③-ア) エ 家庭に向けた啓発の推進 (再掲1-1-①-ウ) (4-7-①-ウ再掲)	ア	29	ア高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催する。 (大学と合わせて計50セミナー)	1,250	1,300	高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催した。 (大学5校5回、高等専門学校1校1回、高等学校45校46回と合わせて計52回実施)	1,300	ア高等学校を中心に若者のためのDV予防セミナーを開催する。 (大学と合わせて計55セミナー)	1,375	男女課
	イ-1	30	デートDV相談カードを作成し、高校1年生に配布する。	499	324	デートDV相談カードを作成し、県内の高校1年生に配布した。	323	デートDV相談カードを作成し、高校1年生に配布する。	509	男女課
	イ-2	31	デートDV啓発リーフレットを高校3年生に配布する。	195	195	デートDV啓発リーフレットを作成し、県内の高校3年生に配布した。	195	デートDV啓発リーフレットを高校3年生に配布する。	198	男女課
	ウ	32	大学にDV予防セミナーの開催を働きかける。(再掲) (高等学校と合わせて計50セミナー)	1,250 再掲	1,300 再掲	大学にDV予防セミナーの開催を働きかけた。 (大学5校5回、高等専門学校1校1回、高等学校45校46回と合わせて計52回実施)	1,300 再掲	大学にDV予防セミナーの開催を働きかける。(再掲) (高等学校と合わせて計55セミナー)	1,375 再掲	男女課
	エ-1	33	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。(再掲)	778 再掲	506 再掲	パンフレットを学校や市町村を通じて保護者に配布することにより、家庭での暴力防止の働きかけを行うとともに、保護者のDV被害の早期発見及び相談につなげられるようにした。(再掲)	505 再掲	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。(再掲)	778 再掲	男女課
	エ-2	34	男女共同参画地域推進員の活動を通して、家庭における暴力防止の啓発を行う。	0	0	地域推進員及び市町村と連携し、地域推進員事業として1地域で事業を開催した。 ○南房総地域推進員事業 中学校出前セミナー「生徒とともに身近な男女共同参画を考える」 南房総市立富山学園 参加者147人 また、男女共同参画センターフェスティバルにおいて、DV被害者支援団体と連携してDVに関するパネル展示を実施した。	0	男女共同参画地域推進員の活動を通して、家庭における暴力防止の啓発を行う。	0	男女課 男女センター
	④教育機関等の職員に対する研修の充実 ア 教育機関等の職員に対する研修の充実 (4-7-①-イ-3,イ-4再掲、 4-7-②-ウ再掲、 6-11-①-ア-5再掲)	ア-1	35	学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。	男女:60 児童:344 (内数)	男女:60 児童:344 (内数)	(男女共同参画課)児童家庭課と連携し、学校職員等に対してDV・子ども虐待対応研修を年2回実施した。 (7/23-7/30、参加者数:158名)	男女:60 児童:147 (内数)	学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。	男女:60 児童:408 (内数)
ア-2		36	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。 ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 ・市町村母子保健担当者研修 ・市町村等児童虐待相談職員研修 ・児童虐待防止対策担当管理職研修 ・児童虐待対応地域リーダー養成研修 ・関係機関研修	645 550 466 132 306 344	645 550 219 67 306 344	・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 ・市町村母子保健担当者研修 ・市町村等児童虐待相談職員研修 ・児童虐待防止対策担当管理職研修 ・児童虐待対応地域リーダー養成研修 ・関係機関研修	653 399 253 117 167 147	・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業 ・市町村母子保健担当者研修 ・市町村等児童虐待相談職員研修 ・児童虐待防止対策担当管理職研修 ・児童虐待対応地域リーダー養成研修 ・関係機関研修	960 536 706 132 306 408	児童家庭課

基本目標2 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

施策の方向3 相談体制の充実

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度			令和元年度		施策担当課		
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)		施策の実施予定	当初予算額(千円)
①配偶者暴力相談支援センターの機能強化 ア 女性サポートセンターの中核的機能の強化 (6-11-①-イ再掲、6-11-②-ア再掲) イ 情報提供の充実 ウ 多様なケースに応じた相談の対応 (2-4-②-オ再掲) エ 高齢者等への配慮 オ 自立支援講座の実施 (3-5-①-エ再掲、3-5-③-イ再掲) カ 男性のための総合相談の実施 (再掲1-1-①-オ-1)	ア-1	37	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	280	280	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や助言を行うなど、機能強化を図った。 6/1、8/2、1/29	269	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。	270	男女課 女サポ
	ア-2	38	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。	0	0	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣(7回)を実施した。	0	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。 市町村等での講習、会議等に講師として県職員を派遣するなどにより、研修機会を確保する。	0	男女課 女サポ
	イ	39	被害者の状況に応じて必要な情報提供ができるよう、相談員等に対し、研修等への積極的な参加を促す。(内閣府主催の研修等)	0	0	内閣府主催の「配偶者からの暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ事業」に県内の配暴センターの相談員等14名が参加した。	0	被害者の状況に応じて必要な情報提供ができるよう、相談員等に対し、研修等への積極的な参加を促す。(内閣府主催の研修等)	0	男女課
	ウ-1	40	女性弁護士による法律相談(月2回)、女性精神科医による心とからだの健康相談(月1回)を実施する。	984	827	弁護士による法律相談(月2回)、精神科医による心とからだの健康相談(月1回)を実施した。 法律相談 43件、心とからだの健康相談 0件	665	女性弁護士による法律相談(月2回)、女性精神科医による心とからだの健康相談(月1回)を実施する。	998	男女課 女サポ
	ウ-2	41	外国人に対して、必要に応じて、委託による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の充実を図る。	216	216	外国籍のDV被害者の相談に対応するため、通訳派遣を実施した。 通訳派遣 1件	17	外国人に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の充実を図る。	220	男女課 女サポ
	エ	42	高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図る。	0	0	高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図り対応した。	0	高齢者や障害のあるDV被害者に対しては、本人の生活環境などに配慮した適切な対応ができるよう関係機関との連携を図る。	0	男女課 女サポ
	オ	43	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を実施する。	352	331	DV被害者を対象にした自立支援講座を計5回実施した。 (年間参加者数延べ 27人) 【内容】子どもへの影響、DVに関する総合的な講座①・②、個別講義(法律・就職)	305	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	299	男女課 男女センター
	カ	44	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。(再掲)	3,083 再掲	3,083 再掲	男性のための一般相談(633件)及びカウンセリング(102件)を実施した。(再掲)	2,164 再掲	男性のための一般相談及びカウンセリングを実施する。(再掲)	3,051 再掲	男女課 男女センター
②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進【重点】<<5-9-②再掲>> ア 市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けた支援(5-9-②-ア再掲)	ア	45	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。 30年度訪問市町村 5団体	0	0	地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議において、市町村基本計画策定編、配暴センター機能整備編及び関係機関との連携を促進するネットワーク編等からなる「市町村応援マニュアル」を活用し、働きかけを行った。また、5団体への個別訪問による働きかけを行った。	0	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。 令和元年度訪問予定市町村6団体	0	男女課
③警察による支援の充実 ア 相談・通報への迅速かつ適切な対応 イ 援助の申出に対する適切な対応 ウ 相談しやすい環境の整備	ア	46	相談や110番通報等によりDV事案を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者の検挙や指導警告を行い、被害者の保護対策の万全を図る。 ・携帯用緊急通報装置の貸与 ・DV被害者向けのリーフレットの印刷	584(ストーカー予算含む。)	584(ストーカー予算含む。)	110番通報や警察相談等により配偶者暴力事案を認知した場合、被害者等の一時避難への支援や携帯用緊急通報装置の貸与、DV被害者向けリーフレットを活用し、DV法に係る保護命令制度や警察がとり得る措置、防犯指導等について、きめ細やかな指示を行うとともに、加害者に対する指導警告、積極的な検挙など被害防止対策を推進した。 携帯用緊急通報システム貸借 10,647件(平成30年中)	583(ストーカー予算含む。)	相談や110番通報等によりDV事案を認知した場合は、被害者の一時避難の支援、携帯用緊急通報装置の貸与、防犯指導等を行うほか、加害者に対し、検挙や指導警告を行い、被害者の保護対策に万全を期す。 携帯用緊急通報システム貸借	589(ストーカー予算含む。)	(警)人身安全対策課
	イ	47	DV被害者から援助の申出があった場合は、被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行う。	0	0	DV被害者からの援助の申出に対して、適切な措置を講じ、配偶者からの暴力被害の防止を推進した。	0	DV被害者から援助の申出があった場合は、被害を自ら防止するための措置を教示するほか、その他配偶者からの暴力被害の発生を防止するために必要な援助を行う。	0	(警)人身安全対策課
	ウ	48	DV被害の相談に対しては、緊急時における対応の教示、関係機関等の紹介等を適切に行う。また、被害者の心情に配慮して、女性警察職員による相談対応や、相談室の利用等を図り、相談しやすい環境を整備する。 相談業務相互支援ネットワークリーフレット	65	65	DV被害の相談に対し、被害状況に応じた対応の教示や措置を講ずるとともに、県警内の関係所属に確実な引き継ぎを行うなど、適切な相談対応に努めた。また、相談者の希望する性別の職員による対応や相談室などの外部の目に触れない場所を確保して、相談者の相談しやすい環境づくりに努めた。	65	DV被害の相談に対しては、緊急時における対応の教示、県警内の関係所属への確実な引き継ぎを行うほか、相談内容に応じた関係機関の紹介を行う。また、相談者の心情に配慮して、相談しやすい環境を整備する。 相談業務相互支援ネットワークリーフレットの整備	59	(警)警務課
④苦情処理体制の充実 ア 苦情処理制度の周知、適切な運用	ア	49	「千葉県男女共同参画苦情処理委員制度」の周知を図り、苦情処理を行う。	179	179	各種会議、研修会等で周知した。	23	「千葉県男女共同参画苦情処理委員制度」の周知を図り、苦情処理を行う。	179	男女課

基本目標2 安全で安心できる相談・一時保護体制の充実

施策の方向4 安全確保と一時保護体制の充実

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度				令和元年度		施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①緊急時における安全の確保 ア 緊急時における移送手段、避難場所の確保 (5-10-②-ア再掲、6-12-①-ア再掲)	ア-1	50	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。	0	0	市町村担当課長会議、県内を4地域に分けた地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議を開催し、県や各市町村のDV関係施策の取り組みについて情報提供するとともに、市町村での取り組みについて情報交換を行うことにより市町村の取組の促進を図った。	0	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。	0	男女課 女サポ
	ア-2	51	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	280	280	地域別にDV被害者支援連絡会議を6地域で開催し、被害者の安全確保のための役割分担等の確認を行い、連携体制の強化を図った。 10/16、10/22、10/29、10/30、11/13、11/16	269	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。	270	男女課 女サポ
②一人ひとりのケースに応じた保護体制の充実 ア 多様なケースに応じた一時保護 イ 医学的ケア・心理学的ケアの充実 ウ ケースワーカーによる同行支援の実施 エ 一時保護委託先との連携の強化 (6-12-③-イ再掲) オ 外国人への配慮 (再掲2-3-①-ウ-2)	ア	52	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施する。	18,437	19,267	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施した。 (保護件数 95件 うちDV被害78件)	16,323	DV被害者の状況に応じた適切な一時保護を実施する。	22,981	男女課 女サポ
	イ	53	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看護師によるケア、心理担当職員によるカウンセリングを実施する。	0	0	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看護師によるケアを実施し、また一人ひとりの状況に応じてきめ細やかな心理学的個人カウンセリングを実施した。	0	内科小児科、精神科嘱託医による健康相談、看護師によるケア、心理担当職員によるカウンセリングを実施する。	0	男女課 女サポ
	ウ	54	入所中には、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワーク等への同行支援を実施する。	0	0	入所中は、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所への同行支援を実施した。	0	入所中には、DV被害者一人ひとりの状況に応じて、医療機関や裁判所、ハローワーク等への同行支援を実施する。	0	男女課 女サポ
	エ	55	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。	6,535	4,473	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託が行えるよう、連携強化を図った。	1,975	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。	6,547	男女課 女サポ
	オ	56	外国人に対して、必要に応じて、委託による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の充実を図る。	216 再掲	216 再掲	外国籍のDV被害者の相談に対応するため、通訳派遣を実施した。 通訳派遣 1件 (再掲)	17 再掲	外国人に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、支援の充実を図る。(再掲)	220 再掲	男女課 女サポ
③同伴児への支援の充実 ア 保育・教育体制の充実 (4-8-①-ウ再掲) イ 心理的ケアの充実	ア	57	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。	0	0	保育士が集団保育や個別保育を実施するとともに、養育相談に対応し、また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図った。	0	一時保護中の同伴児について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。	0	男女課 女サポ
	イ	58	保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図る。	0	0	保育士や学習指導員と連携しながら、心理判定員によるカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図った。	0	保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、同伴児の心理的ケアの充実を図る。	0	男女課 女サポ
④警察等による安全確保のための取組 ア 安全確保のための関係機関との連携 イ 保護命令に対する対応強化 ウ 危機管理体制の充実	ア	59	被害者の安全確保のため警察に必要な情報を提供するとともに、保護命令の迅速な処理のために裁判所との情報共有を図る。	0	0	被害者の安全確保のため、警察に必要な情報提供をするとともに、裁判官、保護命令担当書記官出席の会議で、保護命令の迅速な処理や調停時における被害者への配慮等に関して情報共有を図った。 県主催:家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議 2/4 29機関参加 地裁主催:保護命令手続きに関する関係機関との協議会 3/20 26機関参加	0	被害者の安全確保のため警察に必要な情報を提供するとともに、保護命令の迅速な処理のために裁判所との情報共有を図る。	0	男女課
	イ-1	60	保護命令を申し立てた被害者に危害を防止するための留意事項等を教示するほか、加害者への命令遵守の指導、違反行為時の速やかな検挙に努める。	0	0	市町村及び関係機関と連携し、被害者等の避難措置を講じるとともに、避難先を管轄する警察署(又は県警本部)に確実に引き継ぎ、継続的に保護対策を推進した。また、保護命令発令時には、被害者への防犯指導及び加害者に対して命令遵守の指導を実施し、保護命令違反行為等を認知した場合は積極的に検挙した。	0	保護命令を申し立てた被害者に危害を防止するための留意事項等を教示するほか、加害者への命令遵守の指導、違反行為時の速やかな検挙に努める。	0	(警)人身 安全対策 課
	イ-2	61	配暴センターにおいて、被害者に安全確保や保護命令について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、被害者の安全確保に配慮する。	0	0	配暴センターにおいて、被害者に対して安全確保や保護命令について情報提供を行い、被害者の意思を確認した上で、警察に対して必要な情報提供を行うなど、被害者の安全確保に配慮した。	0	配暴センターにおいて、被害者に安全確保や保護命令について情報提供をしたり、被害者の意思を確認した上で、支援に関わる関係機関等に保護命令が発令された旨を伝えるなど、被害者の安全確保に配慮する。	0	男女課
	ウ	62	女性サポートセンターにおいて、危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び不審者侵入を想定した訓練を実施する。	0	0	危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び感染症対策訓練を実施した。	0	女性サポートセンターにおいて、危機管理体制を強化するため、危機管理マニュアルに基づき、日常的な対応を含め、防災及び不審者侵入を想定した訓練を実施する。	0	男女課 女サポ

基本目標3 被害者の自立に向けた支援

施策の方向5 生活の安定に向けた支援の推進

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度			令和元年度			施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①被害者の自立に向けた総合的な支援の充実【重点】 ア 自立につながる支援 イ 司法手続きに関する支援 ウ 生活再建支援事業等の充実(3-6-①-イ再掲) エ 自立支援講座の充実(再掲2-3-①-オ、3-5-③-イ再掲)	ア	63	DV被害者本人の意思に添いながら、市町村等関係機関と連携し、自立支援を行う。	0	0	相談及び一時保護事業において、DV被害者の生活再建に向け、本人の意思や状況に応じた情報を提供し、市町村や関係機関に繋げていった。また、必要に応じて被害者に対し、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行った。	0	DV被害者本人の意思に添いながら、市町村等関係機関と連携し、自立支援を行う。	0	男女課 女サポ
	イ	64	必要に応じてDV被害者に対し、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行う。	0	0	被害者の意向に基づき、必要に応じて保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行った。	0	必要に応じてDV被害者に対し、保護命令や離婚調停などの法的支援についての情報提供を行う。	0	男女課 女サポ
	ウ	65	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建支援事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。	1,093	1,001	DV被害者生活再建支援事業を実施した。 コーディネート業務2件 同行支援2回 DV被害者生活再建支援サポーター研修を実施した。 平成30年10月31日(水)、16名参加	828	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建支援事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。	1,090	男女課
	エ	66	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を実施する。また、DV被害者のニーズ等を把握しながら内容の充実を検討する。(再掲)	352 再掲	331 再掲	DV被害者を対象とした自立支援講座を計5回実施した。(再掲) (年間参加者数延べ 27人) 【内容】子どもへの影響、DVに関する総合的な講座①・②、個別講義(法律・就職)	305 再掲	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。(再掲)	299 再掲	男女課 男女センター
②地域でのサポート体制の整備<<5-10-③再掲>> ア 地域でのサポート体制の整備(5-10-③-ア再掲) イ 地域におけるネットワーク会議との連携(4-7-②-ア再掲、5-10-③-イ再掲)	ア	67	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。	0	0	市町村を対象とした会議等で関係機関が連携した被害者支援の重要性について説明した。また、地域別にDV対策関係者会議を開催し、関係機関の連携を深めるよう働きかけを行った。	0	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。	0	男女課
	イ	68	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。	0	0	市町村の要保護児童及びDV対策協議会など既存のネットワーク会議に参加するとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行った。	0	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。	0	男女課 女サポ
③精神的なケアの充実 ア カウンセリングの充実 イ 自立支援講座の実施(再掲2-3-①-オ、再掲3-5-①-エ)	ア	69	女性サポートセンター退所後も、DV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、情報提供を行う。	0	0	一時保護所を退所した後もDV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう情報提供を行った。	0	女性サポートセンター退所後も、DV被害者が継続してカウンセリングを受けやすいよう、情報提供を行う。	0	男女課 女サポ
	イ	70	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を実施する。(再掲)	352 再掲	331 再掲	DV被害者を対象とした自立支援講座を計5回実施した。(再掲) (年間参加者数延べ 27人) 【内容】子どもへの影響、DVに関する総合的な講座①・②、個別講義(法律・就職)	305 再掲	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。(再掲)	299 再掲	男女課 男女センター
④DV被害者が必要とする各種制度の周知と活用への支援【重点】 ア 福祉制度等の活用 イ 住民基本台帳の閲覧制限 ウ 健康保険の加入 エ 生活困窮者自立支援制度の活用(3-6-②-ウ再掲) オ 生活福祉資金貸付制度の活用 カ DV被害者が利用可能な各種制度等の総合的な情報提供	ア	71	被害者に対し、生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、市町村に働きかけを行う。	0	0	配暴センターの相談及び一時保護事業において、被害者の意向に基づき、必要に応じて生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう市町村に働きかけを行い、連携して支援にあたった。	0	被害者に対し、生活保護や児童扶養手当などの福祉制度についての情報提供を行うとともに、各種手続きがスムーズに行われるよう、市町村に働きかけを行う。	0	男女課 女サポ
	イ	72	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に行われるように、会議等で市町村へ周知徹底を図る。	0	0	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に行われるように、会議等で市町村へ周知するとともに、文書により個人情報保護が確実に行われるよう徹底を図った。	0	DV被害者からの申し出に基づき、住民票等の交付・閲覧制限が確実に行われるように、会議等で市町村へ周知徹底を図る。	0	男女課
	ウ	73	DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるよう、制度等の情報提供について、市町村へ周知徹底を図る。	0	0	DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるよう、制度等の情報提供について、会議等において市町村へ周知徹底を図った。	0	DV被害者が加害者との生計維持関係がなくなった場合の保険の手続きを速やかにできるよう、制度等の情報提供について、市町村へ周知徹底を図る。	0	男女課
	エ	74	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図る。 生活困窮者自立相談支援事業	42,978	42,978	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図る。 ・新規相談件数 349件 ・プラン作成件数 100件	42,981	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図ることができるよう、制度の一層の周知を図る。 生活困窮者自立相談支援事業	43,778	健康福祉指導課
	オ	75	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化する。 ・生活福祉資金貸付事業推進費補助金	62,351	62,351	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化する。 ・貸付決定件数 2,043件 ・貸付金額 1,010,272千円	62,351	千葉県社会福祉協議会において、DV被害者を含む低所得世帯等に対し、転宅費や緊急小口資金などの資金の貸付を行い、経済的な自立と生活の安定を図ることができるよう、市及び町村部の生活困窮者の相談窓口と市町村社会福祉協議会の生活福祉資金貸付事業の相談窓口の連携を強化する。 ・生活福祉資金貸付事業推進費補助金	62,378	健康福祉指導課
	カ	76	市町村会議等で、ハンドブックの活用について働きかけるとともに、掲載情報を毎年度更新したものを作成・配布する。	0	0	DV被害者が利用可能な各種制度等に係る相談窓口の情報を掲載した「DV被害者のための支援機関ハンドブック」(相談機関用及び当事者(被害者用))を更新し、県・市町村等の相談機関に配付した。	0	市町村会議等で、ハンドブックの活用について働きかけるとともに、掲載情報を毎年度更新したものを作成・配布する。	0	男女課

基本目標3 被害者の自立に向けた支援

施策の方向6 生活基盤を整えるための支援の推進

施策の方向	項目	施策番号	平成30年度				令和元年度		施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①住宅の確保 ア 住宅の確保 イ 生活再建支援事業等の充実 (再掲3-5-①-ウ)	ア	77,78	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる措置を実施する。各市町村に対し、公営住宅の優先入居等の取り扱いについて適宜情報提供を行う。	0	0	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる優遇措置を実施した。 平成30年度の応募結果 応募2件(4月1件、7月0件、10月0件、1月1件) 入居1件	0	単身のDV被害者を含め、抽選の際、当選確率を引き上げる措置を実施する。各市町村に対し、公営住宅の優先入居等の取り扱いについて適宜情報提供を行う。	0	住宅課
	イ	79	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建支援事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。(再掲)	1,093再掲	1,001再掲	DV被害者生活再建支援事業を実施した。(再掲) コーディネート業務2件 同行支援2回 DV被害者生活再建支援サポーター研修を実施した。 平成30年10月31日(水)、16名参加	828再掲	一時保護所入所中及び退所後のDV被害者を支援する生活再建支援事業について、被害者のニーズを把握しながら実施していく。(再掲)	1,090再掲	男女課
②就労の支援 ア 就労の支援体制の充実 イ 職業訓練及び各種セミナーの実施 ウ 生活困窮者自立支援制度の活用 (再掲3-5-④-エ)	ア	80	被害者に対し、関係機関との連携によりハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行う。	0	0	相談事業において、被害者に対し、関係機関との連携によりハローワークやマザーズハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行った。	0	被害者に対し、関係機関との連携によりハローワークを有効に活用できるよう情報提供を行う。	0	男女課 女サポ
	イ-1	81	母子家庭等就業・自立支援センター事業 DV被害者を含めた母子家庭の母等に対し、就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就労情報提供等一貫した就業支援サービスを提供する。 (就業支援講習会) パソコン講習会 2コース 定員18名(予定) 介護職員初任者講習会 2コース 定員27名(予定) (就業相談・就労情報提供)常時	12,638	12,140	DV被害者を含めた母子家庭の母等に対し、就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報提供等一貫した就業支援サービスを提供。 パソコン講座(オフィス入門+MOS受験対策コース)15名 介護職員初任者研修 13名 保育者・子育て支援者養成科 4名 (就業相談・就労情報提供)常時	10,354	母子家庭等就業・自立支援センター事業 DV被害者を含めた母子家庭の母等に対し、就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就労情報提供等一貫した就業支援サービスを提供する。 (就業支援講習会) パソコン講習会 2コース 定員18名(予定) 介護職員初任者講習会1コース 定員27名(予定) (就業相談・就労情報提供)常時	12,638	児童家庭課
	イ-2	82	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページに掲載し、求職者に情報を提供する。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介する。	0	0	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページに掲載し、求職者に情報を提供した。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介した。 ・新規内職求人提供件数 7件 ・電話による問い合わせ件数 387件	0	内職求人事業所から依頼を受け、内職求人情報を県ホームページに掲載し、求職者に情報を提供する。また、インターネットを利用出来ない求職者に対しては、電話で求人情報を紹介する。	0	雇用労働課
	イ-3	83	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、主に子育て中の女性や中高年齢者を対象に生活就労相談を実施するとともに、再就職に向けたセミナー等を市町村等と連携して開催する。また、特に正社員での再就職を希望する女性求職者に対して、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラム等を実施する。	49,258	49,258	主に子育て中の女性や中高年齢者を対象とし、就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を行ったほか、県内各地でも市町村と共催の出張セミナーなど各種の就労支援を行った。 また、主に正社員での再就職を希望する女性に対し、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラム等を行った。	49,257	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、主に子育て中の女性や中高年齢者を対象に生活就労相談を実施するとともに、再就職に向けたセミナー等を市町村等と連携して開催する。また、主に正社員での再就職を希望する女性求職者に対して、個人のニーズや能力に応じた再就職支援プログラム等を実施する。	59,232	雇用労働課
	ウ	84	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を支援する。 生活困窮者自立相談支援事業(再掲)	42,978再掲	42,978再掲	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を図る。(再掲) ・新規相談件数 349件 ・プラン作成件数 100件	42,981再掲	市及び町村部の生活困窮者の相談窓口において、DV被害者を含む生活困窮者の相談に応じ、必要な情報提供や就労支援などを行い、生活困窮者の自立の促進を支援する。 生活困窮者自立相談支援事業(再掲)	43,778再掲	健康福祉指導課

基本目標 4 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

施策の方向 7 虐待の早期発見と安全確保

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度				令和元年度		施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①DV相談と児童虐待相談の連携【重点】 ア 県や市町村等の相談機関の連携 イ DV・児童虐待職務関係者研修の充実(再掲1-2-④-ア-1、ア-2、6-11-①-ア-1、ア-4再掲) ウ 子育て家庭への暴力防止の啓発の推進(再掲1-1-①-ウ、再掲1-2-③-エ-1)	ア-1	85	DV防止、児童虐待防止担当部署における実務者会議を開催し、広報啓発や同伴児童への対応等について連携、情報共有を図る。	0	0	実務者会議で、児童や保護者と接することの多い児童相談所職員とDV対策職員が議論し、同伴児への対応方法やDV被害者への情報提供等について認識を共有し、連携を強化できた。5/15、8/21、2/19、3/15	0	DV防止、児童虐待防止担当部署における実務者会議を開催し、広報啓発や同伴児童への対応等について連携、情報共有を図る。	0	男女課 児童家庭課
	ア-2	86	児童虐待について、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止等を総合的に推進するため千葉県要保護児童対策協議会を開催する。	98	25	児童虐待について、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止等を総合的に推進するため千葉県要保護児童対策協議会を開催した。9/6 38機関・団体参加	24	児童虐待について、関係機関の連携を強化し、児童虐待防止等を総合的に推進するため千葉県要保護児童対策協議会を開催する。	98	児童家庭課
	イ-1	87	DV・児童虐待職務関係者研修を新任者対象(基本・応用)と経験者対象にて実施する。	男女:294 児童:466	男女:91 児童:219	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDV・児童虐待職務関係者研修を実施した。 新任職員研修(I部) 4/23・5/2・5/14 375名参加 新任職員研修(II部) 6/18・7/2・7/13 373名参加 担当職員研修(経験者) 9/18・9/21 185名参加	男女:90 児童:253	DV・児童虐待職務関係者研修を新任者対象(基本・応用)と経験者対象にて実施する。	男女:458 児童:706	男女課 児童家庭課
	イ-2	88	DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。	121	74	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDVによる子どもへの影響に関する研修を実施した。 1/21 131名参加	73	DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。	33	男女課
	イ-3	89	学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。	男女:60 児童:344 (内数) 再掲	男女:60 児童:344 (内数) 再掲	男女共同参加課と連携し、学校職員等に対してDV・子ども虐待対応研修を年2回実施した。(再掲) (7/23・7/30、参加者数:158名)	男女:60 児童:147 (内数) 再掲	学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。(再掲)	男女:60 児童:408 (内数) 再掲	男女課 児童家庭課
	イ-4	90	市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。 ・市町村等児童虐待相談職員研修(再掲) ・関係機関研修(再掲)	466 再掲 344 再掲	219 再掲 344 再掲	児童虐待対応に関する体系的な研修を毎年定期的に行っており、市町村職員や関係機関に対して、児童虐待に関する知識や対応について周知し、連携強化を図った。 ・市町村等児童虐待相談職員研修(再掲) ・関係機関研修(再掲)	253 再掲 147 再掲	市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。 ・市町村等児童虐待相談職員研修(再掲) ・関係機関研修(再掲)	706 再掲 408 再掲	児童家庭課
ウ	91	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。	778 再掲	506 再掲	パンフレットを学校や市町村を通じて保護者に配布することにより、家庭での暴力防止の働きかけを行うとともに、保護者のDV被害の早期発見及び相談につなげられるようにした。(再掲)	505 再掲	家庭における暴力防止啓発パンフレットを作成し、1歳半健診及び就学時健診の際に保護者に配布する。(再掲)	778 再掲	男女課	
②地域における継続的な見守りの取組 ア 地域におけるネットワーク会議との連携(再掲3-5-②-イ、5-10-③-イ再掲) イ 警察等との連携による安全確保 ウ 学校職員等への研修の充実(再掲1-2-④-ア-1、再掲4-7-①-イ-3、イ-4)	ア	92	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。(再掲)	0 再掲	0 再掲	市町村の要保護児童及びDV対策協議会など既存のネットワーク会議などに参加するとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)において、情報提供を行った。(再掲)	0 再掲	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。(再掲)	0 再掲	男女課 女サポ
	イ	93	学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進するよう市町村に働きかけた。	0	0	学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進するよう市町村に働きかけた。	0	学校・保育所・社会福祉施設等において、児童の安全確保を徹底するため、警察等と連携を図り、体制の整備を促進するよう市町村に働きかけた。	0	男女課 児童家庭課
	ウ-1	94	学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。(再掲)	男女:60 児童:344 (内数) 再掲	男女:60 児童:344 (内数) 再掲	児童家庭課と連携し、学校職員等に対してDV・子ども虐待対応研修を年2回実施した。(7/23・7/30、参加者数:158名)再掲	男女:60 児童:147 (内数) 再掲	学校職員等を対象に、小学校向けと中学・高校向けのDV・児童虐待対応研修を実施する。(再掲)	男女:60 児童:408 (内数) 再掲	男女課 児童家庭課
	ウ-2	95	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。(再掲) ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲) ・市町村母子保健担当者研修(再掲) ・市町村等児童虐待相談職員研修(再掲) ・児童虐待防止対策担当管理職研修(再掲) ・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲) ・関係機関研修(再掲)	645 再掲 550 再掲 466 再掲 132 再掲 306 再掲 344 再掲	645 再掲 550 再掲 219 再掲 67 再掲 306 再掲 344 再掲	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業でアドバイザーを16名派遣した。 児童虐待対応に関する体系的な研修を毎年定期的に行っており、市町村職員や関係機関に対して、児童虐待に関する知識や対応について周知し、連携強化を図った。(再掲) ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲) ・市町村母子保健担当者研修(再掲) ・市町村等児童虐待相談職員研修(再掲) ・児童虐待防止対策担当管理職研修(再掲) ・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲) ・関係機関研修(再掲)	653 再掲 399 再掲 253 再掲 117 再掲 167 再掲 147 再掲	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。(再掲) ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲) ・市町村母子保健担当者研修(再掲) ・市町村等児童虐待相談職員研修(再掲) ・児童虐待防止対策担当管理職研修(再掲) ・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲) ・関係機関研修(再掲)	960 再掲 536 再掲 706 再掲 132 再掲 306 再掲 408 再掲	児童家庭課

基本目標4 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

施策の方向8 子どもに対するケア体制の充実

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度				令和元年度		施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①子どもの就学等への支援 ア 転校手続きの弾力化及び学習支援 イ 保育所への優先入所 ウ 保育・教育体制の充実 (再掲2-4-③-ア)	ア-1	96	県立高等学校に対し、被害生徒を弾力的に受け入れるよう働きかける。	0	0	高等学校から担当課への生徒に関する相談状況等について、課内で共通理解を図った上で、対応することとした。	0	県立高等学校に対し、被害生徒を弾力的に受け入れるよう働きかける。	0	(教)児童生徒課・学習指導課
	ア-2	97	学校と児童相談所、児童自立支援施設の人事交流を実施する。	0	0	児童相談所に8名の人事交流を行った。小学校、中学校の教諭から派遣しており、これまでの経験を生かし、児童生徒の支援にあたることができた。	0	学校と児童相談所の人事交流を実施する。	0	(教)教育総務課
	ア-3	98	児童相談所の一時保護所に入所した児童に対しては、児童指導員による学習支援を行う。	0	0	児童相談所の一時保護所に入所した児童に対しては、児童指導員による学習支援を行った。	0	児童相談所の一時保護所に入所した児童に対しては、児童指導員による学習支援を行う。	0	児童家庭課
	ア-4	99	ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援事業を実施する。	48,568	48,568	市町村に対しひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、ひとり親家庭の子どもに対し学習支援事業を実施するよう働きかけた(心理カウンセラーの設置、個別指導の実施)。	42,935	ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、ひとり親家庭の子どもに対し、学習支援事業を実施する。	46,952	児童家庭課
	イ	100	DV被害者の同伴児童の保育所への優先入所が入所基準等に定められていない市町村に対し、働きかけを行う。	0	0	市町村に対し、DV被害者の同伴する児童の保育所への優先入所について、国通知を發出し、働きかけを行った。	0	DV被害者の同伴児童の保育所への優先入所が入所基準等に定められていない市町村に対し、働きかけを行う。	0	子育て支援課
	ウ	101	一時保護中の同伴児童について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。(再掲)	0 再掲	0 再掲	保育士が集団保育や個別保育を実施するとともに、養育相談に対応し、また、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図った。(再掲)	0 再掲	一時保護中の同伴児童について、保育士が集団保育や個別保育を実施したり養育相談に対応するとともに、教員資格を有する学習指導員が学齢児の学習指導や学習相談を実施するなど、保育・教育体制の充実を図る。(再掲)	0 再掲	男女課 女サポ
②子どもの精神的なケア ア 子どもの精神的なケアの充実 イ 民間児童福祉施設入所児童への訪問カウンセリング	ア-1	102	女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図る。	0	0	一時保護所入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理判定員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図った。	0	女性サポートセンター入所者の同伴児童に対して、保育士や学習指導員と連携しながら、心理担当職員によるカウンセリングを実施するなど、心理的ケアの充実を図る。	0	男女課 女サポ
	ア-2	103	女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて児童相談所等への情報提供を行う。	0	0	一時保護所退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて退所地域を管轄する児童相談所等の関係機関への情報提供を行った。	0	女性サポートセンター退所後も支援が円滑に受けられるよう、被害者本人の了承を得たうえで、市町村を通じて児童相談所等への情報提供を行う。	0	男女課 女サポ
	ア-3	104	市町村母子保健担当者研修会を実施する。(母子保健事業全体の予算額)	4,197	3,955	市町村母子保健担当者等に対し、研修会等を実施した。	2,028	市町村母子保健担当者研修会を実施する。(母子保健事業全体の予算額)	3,575	児童家庭課
	ア-4	105	被虐待児や虐待を行った保護者への心理的ケアの充実を図るため、児童相談所において親子に対するグループ指導及び保健師による育児指導を実施する。 ・被虐待児等へのグループ指導事業	7,767	7,767	主に一時保護中の被虐待児童等に対しグループ指導が実施され、児童の情緒の安定及び心身の健全な発達が促進された。必要に応じて保護者へ指導の状況が伝えられ、保護者の児童への理解に役立てられた。	4,199	被虐待児や虐待を行った保護者への心理的ケアの充実を図るため、児童相談所において親子に対するグループ指導及び保健師による育児指導を実施する。 ・被虐待児等へのグループ指導事業	9,150	児童家庭課
	ア-5	106	児童相談所で児童虐待を行う保護者へのカウンセリング指導を実施するため、精神科医を配置する。 ・保護者カウンセリング強化事業	7,496	7,496	虐待を行う保護者に対し、必要に応じて児童相談所にて精神科医等によるカウンセリングや指導を行い、虐待状況や家族関係の改善等を図った。	5,057	児童相談所で児童虐待を行う保護者へのカウンセリング指導を実施するため、精神科医を配置する。 ・保護者カウンセリング強化事業	7,496	児童家庭課
イ	107	被虐待児への心理的ケアの充実を図るため、心理療法担当職員の配置がない民間児童養護施設に心理療法担当職員を派遣する。 ・被虐待児等訪問心理療法等事業	3,607	3,607	民間児童養護施設において、被虐待児童に対して必要な心理的ケアを行うことができた。	2,216	被虐待児への心理的ケアの充実を図るため、心理療法担当職員の配置がない民間児童養護施設に心理療法担当職員を派遣する。 ・被虐待児等訪問心理療法等事業	3,700	児童家庭課	

基本目標5 市町村におけるDV対策の推進

施策の方向9 市町村における支援体制の強化促進

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度				令和元年度		施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①DV防止法に基づく市町村基本計画の策定促進【重点】 ア 市町村基本計画の策定促進	ア	108	基本計画を策定しようとする市町村に、アドバイザーを派遣し、計画策定に向けた取組を支援するとともに、情報提供や研修、市町村応援マニュアルによる支援、個別訪問を行い策定を促進する。 ・計画策定支援のためのアドバイザー派遣事業	210	210	6団体に対し基本計画の改定も含めてアドバイザー派遣を行った。 地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議において、市町村基本計画策定編、配暴センター機能整備編及び関係機関との連携を促進するネットワーク編等からなる「市町村応援マニュアル」を活用し、働きかけを行った。また、5団体への個別訪問による働きかけを行った。	201	基本計画を策定しようとする市町村に、アドバイザーを派遣し、計画策定に向けた取組を支援するとともに、情報提供や研修、市町村応援マニュアルによる支援、個別訪問を行い策定を促進する。 ・計画策定支援のためのアドバイザー派遣事業	210	男女課
②市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進【重点】◀再掲2-3-②▶ ア 市町村配偶者暴力相談支援センター設置に向けた支援(再掲2-3-②-ア)	ア	109	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。 30年度訪問予定市町村 5団体(再掲)	0 再掲	0 再掲	地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議において、市町村基本計画策定編、配暴センター機能整備編及び関係機関との連携を促進するネットワーク編等からなる「市町村応援マニュアル」を活用し、働きかけを行った。また、5団体への個別訪問による働きかけを行った。(再掲)	0 再掲	配偶者暴力相談支援センター未設置の市町村に対し、情報提供や市町村応援マニュアルによる支援を行いながら、より多くの市町村でセンターが設置されるよう働きかける。 令和元年度訪問予定市町村 6団体(再掲)	0 再掲	男女課
③DV被害者の秘密保護の徹底 ア DV被害者等の秘密保護の徹底	ア	110	研修会や各種会議等において、DV被害者等の個人情報保護の徹底を周知する。	0	0	研修や各種会議において、DV被害者等の個人情報保護の徹底を周知した。	0	研修会や各種会議等において、DV被害者等の個人情報保護の徹底を周知する。	0	男女課

基本目標5 市町村におけるDV対策の推進

施策の方向10 地域における支援体制の整備促進

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度				令和元年度		施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①切れ目のない支援体制に向けた市町村との連携強化 ア 各種会議の実施 イ 市町村における支援体制の整備 ウ 市町村間の連携体制の構築 エ 犯罪被害者等の総合的対応窓口の効果的活用	ア	111	地域別市町村会議などを開催し、先進的な取組の紹介や、地域の実情に合わせた検討を行い、市町村との連携の強化を図る。	0	0	市町村担当課長会議、県内を4地域に分けた地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議を開催し、被害者支援に向けた情報交換や意見交換を行うなど、市町村との連携強化を図った。	0	地域別市町村会議などを開催し、先進的な取組の紹介や、地域の実情に合わせた検討を行い、市町村との連携の強化を図る。	0	男女課
	イ	112	DV被害者生活再建支援サポーターに向けた研修会を実施し、地域における継続的な自立支援を実施するための体制の整備に向けた働きかけを行う。 「市町村応援マニュアル」により、地域における継続的な生活再建支援を実施するために重要となる、市町村DV基本計画の策定や配暴センター機能整備、関係機関等とのネットワークの構築を市町村に働きかける。	0	0	DV被害者生活再建支援サポーター研修を実施した。 平成30年10月31日(水)、16名参加 「市町村応援マニュアル」の活用等により、計画の策定や配暴センター機能整備、関係機関等とのネットワークの構築を市町村に働きかけた。	0	DV被害者生活再建支援サポーターに向けた研修会を実施し、地域における継続的な自立支援を実施するための体制の整備に向けた働きかけを行う。 「市町村応援マニュアル」により、地域における継続的な生活再建支援を実施するために重要となる、市町村DV基本計画の策定や配暴センター機能整備、関係機関等とのネットワークの構築を市町村に働きかける。	0	男女課
	ウ	113	市町村間における情報共有や支援方法の検討などを実施できる連携体制の構築に努める。	0	0	地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議等を開催し、情報共有や意見交換を行った。また、市町村同士で連携体制を構築していけるよう地域における会議の開催を呼びかけた。その結果、習志野、印旛健康福祉センターにおいて、管内市町等関係機関の会議が開催され、情報交換等が行われた。	0	市町村間における情報共有や支援方法の検討などを実施できる連携体制の構築に努め、地域の関係機関会議開催を呼び掛ける。	0	男女課
	エ	114	相談関係機関の連絡会議を行い、情報共有や意見交換等を行うことで総合的対応窓口の効果的活用を促す。	379	379	「市町村犯罪被害者等支援施策担当課長会議及び県犯罪被害者等相談関係機関連絡会議」を開催し、犯罪被害者遺族による講演、支援関係者からの助言等を通して、犯罪被害者等支援に対する意思統一・情報共有を図った。(5/17実施)	379	市町村及び県の相談関係機関の連絡会議を行い、情報共有や意見交換等を行うことで総合的対応窓口の効果的活用を促す。	379	くらし安全推進課
②緊急時における安全の確保 ア 緊急時における移送手段、避難場所の確保(再掲2-4-①-ア、6-12-①-ア再掲)	ア-1	115	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。(再掲)	0再掲	0再掲	市町村担当課長会議、県内を4地域に分けた地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議を開催し、県や各市町村のDV関係施策の取り組みについて情報提供するとともに、市町村での取り組みについて情報交換を行うことにより市町村の取組の促進を図った。(再掲)	0再掲	地域の実情に合わせた支援体制の強化や市町村で行っている緊急避難支援の活用が図られるよう、市町村に対し働きかけを行う。(再掲)	0再掲	男女課 女サポ
	ア-2	116	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。(再掲)	280再掲	280再掲	地域別にDV被害者支援連絡会議を6地域で開催し、被害者の安全確保のための役割分担等の確認を行い、連携体制の強化を図った。(再掲) 10/16、10/22、10/29、10/30、11/13、11/16	269再掲	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。(再掲)	270再掲	男女課 女サポ
③地域でのサポート体制の整備 ア 地域でのサポート体制の整備(再掲3-5-②-ア) イ 地域におけるネットワーク会議との連携(再掲3-5-②-イ、再掲4-7-②-ア)	ア	117	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。(再掲)	0再掲	0再掲	市町村を対象とした会議等で関係機関が連携した被害者支援の重要性について説明した。また、地域別にDV対策関係者会議を開催し、関係機関の連携を深めるよう働きかけを行った。(再掲)	0再掲	市町村に対し、窓口の一元化や庁内ネットワーク会議の設置などを働きかけ、地域におけるサポート体制の強化を促進する。(再掲)	0再掲	男女課
	イ	118	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。(再掲)	0再掲	0再掲	市町村の要保護児童及びDV対策協議会など既存のネットワーク会議に参加するとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行った。(再掲)	0再掲	DV被害者支援が円滑に進むよう、既存のネットワーク会議などに参加し、情報提供を行うとともに、地域別DV被害者支援連絡会議(6地域で開催)や地域別市町村DV対策担当課長及び担当者会議(4地域で開催)等において情報提供を行う。(再掲)	0再掲	男女課 女サポ

基本目標6 被害者支援のための体制強化

施策の方向11 職務関係者の資質向上

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度				令和元年度		施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①DV職務関係者研修等の充実【重点】 ア DV職務関係者研修の充実(再掲1-2-④-ア-2、再掲4-7-①-イ-1,イ-2、再掲4-7-②-ウ-2) イ 市町村、関係機関への講師派遣(再掲2-3-①-ア-2、6-11-②-ア-2再掲) ウ 国等で主催する研修への参加(6-12-②-ウ再掲) エ 市町村家庭教育相談員及び子育てサポーター等への研修	ア-1	119	DV・児童虐待職務関係者研修を新任者対象(基本・応用)と経験者対象にて実施する。 男女:294 児童:466 再掲	男女:91 児童:219 再掲	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDV・児童虐待職務関係者研修を実施した。(再掲) 新任職員研修(Ⅰ部) 4/23,5/2,5/14 375名参加 新任職員研修(Ⅱ部) 6/18,7/2,7/13 373名参加 担当職員研修(経験者) 9/18,9/21 185名参加	男女:90 児童:253 再掲	DV・児童虐待職務関係者研修を新任職員対象(基本・応用)と担当職員(経験者)対象にて実施する。(再掲)	男女:458 児童:706 再掲	男女課 児童家庭課	
	ア-2	120	DV被害者の自立支援に必要な法的知識や就職支援のノウハウについての自立支援スキルアップ研修を行う。	66	79	市町村、県及び関係機関職員を対象とした自立支援スキルアップ研修を実施した。 6/29 92名参加	78	DV被害者の自立支援に必要な法的知識や就職支援のノウハウについての自立支援スキルアップ研修を行う。	66	男女課
	ア-3	121	困難事例への対応方法などを学ぶ被害者支援スキルアップ研修を行う。	66	60	市町村、県及び関係機関職員を対象とした被害者支援スキルアップ研修を実施した。 9/28 106名参加	60	困難事例への対応方法などを学ぶ被害者支援スキルアップ研修を行う。	66	男女課
	ア-4	122	DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。(再掲)	121 再掲	74 再掲	市町村、県及び関係機関職員を対象としたDVによる子どもへの影響に関する研修を実施した。(再掲) 1/21 131名参加	73 再掲	DVによる子どもへの影響に関する研修を実施する。(再掲)	33 再掲	男女課
	ア-5	123	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。(再掲) ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲) ・市町村母子保健担当者研修(再掲) ・市町村等児童虐待相談職員研修(再掲) ・児童虐待防止対策担当管理職研修(再掲) ・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲) ・関係機関研修(再掲)	645 再掲 550 再掲 466 再掲 132 再掲 306 再掲 344 再掲	645 再掲 550 再掲 219 再掲 67 再掲 306 再掲 344 再掲	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化でアドバイザーを16名派遣した。 児童虐待対応に関する体系的な研修を毎年定期的に行っており、市町村職員や関係機関に対して、児童虐待に関する知識や対応について周知し、連携強化を図った。 ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲) ・市町村母子保健担当者研修(再掲) ・市町村等児童虐待相談職員研修(再掲) ・児童虐待防止対策担当管理職研修(再掲) ・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲) ・関係機関研修(再掲)	653 再掲 399 再掲 253 再掲 117 再掲 167 再掲 147 再掲	市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化及び協議会への移行を支援するために、市町村に専門的人材を派遣するとともに、市町村・関係機関職員支援のための研修等を実施する。(再掲) ・市町村児童虐待防止ネットワーク機能強化事業(再掲) ・市町村母子保健担当者研修(再掲) ・市町村等児童虐待相談職員研修(再掲) ・児童虐待防止対策担当管理職研修(再掲) ・児童虐待対応地域リーダー養成研修(再掲) ・関係機関研修(再掲)	960 再掲 536 再掲 706 再掲 132 再掲 306 再掲 408 再掲	児童家庭課
イ	124	市町村等での講習、会議等に講師として県職員を派遣するなどにより、研修機会を確保する。	0	0 再掲	男女:DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。官公庁関係 2回 女サポ:DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を実施した。官公庁関係 5回(再掲)	0 再掲	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。 市町村等での講習、会議等に講師として県職員を派遣するなどにより、研修機会を確保する。(再掲)	0 再掲	男女課 女サポ	
ウ	125	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。	0	0	内閣府主催の「配偶者からの暴力被害者支援のための官・官民連携促進ワークショップ事業」に県内の配暴センター及び民間支援団体の相談員等14名が参加した。	0	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。	0	男女課 女サポ	
エ	126	市町村家庭教育相談員及び子育てサポーターリーダー等のための家庭教育研修講座(全16講座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修を行う。	703	608	市町村家庭教育相談員及び子育てサポーターリーダー等のための家庭教育研修講座(全16講座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修を実施した。 11/27 43名参加	619	市町村家庭教育相談員及び子育てサポーターリーダー等のための家庭教育研修講座(全16講座の中の1講座)でDV及び児童虐待の現状や相談対応等の研修を行う。	703	(教)生涯学習課	

②切れ目のない支援のための専門性の向上に向けた取組 ア 女性サポートセンターの中核的機能の強化 (再掲2-3-①-ア) イ スーパービジョンの実施 (6-11-③-イ再掲) ウ 犯罪被害者等の支援担当者全体のスキルアップ	ア-1	127	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。(再掲)	280再掲	280再掲	配暴センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や助言を行うなど、機能強化を図った。(再掲) 6/1、8/2、1/29	269再掲	配偶者暴力相談支援センター連絡会議を開催し、DV被害者支援に関する情報提供や意見交換等を行い、機能強化を図る。(再掲)	270再掲	男女課 女サポ
	ア-2	128	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。(再掲)	0再掲	0再掲	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣(7回)を実施した。	0再掲	DV職務関係者の研修や市町村等への講師派遣を行う。市町村等での講習、会議等に講師として県職員を派遣するなどにより、研修機会を確保する。(再掲)	0再掲	男女課 女サポ
	イ	129	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。	380	340	外部の専門家を招き、スーパービジョンを年8回実施した。(実施月は、平成30年5月から平成31年2月のうち、8月および10月を除く。)	332	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。	380	男女課 男女センター
	ウ	130	各機関の連携強化と窓口対応員のスキルアップのための研修会を開催する。	379	379	県・市町村相談関係機関職員研修を開催し、犯罪被害者遺族や臨床心理士による講演、事例検討、ロールプレイにより、窓口対応員のスキルアップを図った。(初心者5/25、経験者6/1実施)	379	各機関の連携強化と窓口対応員のスキルアップのための研修会を開催する。	379	くらし安全推進課
③相談員等のための心身のセルフケア ア セルフケアのための環境づくり イ スーパービジョンの実施 (再掲6-11-②-イ)	ア	131	職員向けのこころの相談室を紹介するなど、相談員が心身のセルフケアを図れるように配慮する。	0	0	職員向けの研修において、相談員自身の健康管理、心身のセルフケアについて周知した。	0	職員向けのこころの相談室を紹介するなど、相談員が心身のセルフケアを図れるように配慮する。	0	男女課
	イ	132	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。(再掲)	380再掲	340再掲	外部の専門家を招き、スーパービジョンを年8回実施した。(実施月は、平成30年5月から平成31年2月のうち、8月および10月を除く。)(再掲)	332再掲	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。	380再掲	男女課 男女センター

基本目標 6 被害者支援のための体制強化

施策の方向 1 2 関係機関との連携強化

施策の内容	項目	施策番号	平成30年度				令和元年度		施策担当課	
			施策の実施予定	当初予算額(千円)	2月補正後予算額(千円)	施策の実施結果	決算見込額(千円)	施策の実施予定		当初予算額(千円)
①市町村や関係機関等による県内のネットワークの強化 ア 女性サポートセンターを中心とした連携体制の強化 (再掲2-4-①-ア-2、再掲5-10-①-ア、再掲5-10-②-ア-2) イ 暴力対策ネットワーク会議、事例検討会等の開催	ア	133	地域別にDV被害者支援連絡会議を開催し、関係機関とのネットワーク強化を図る。(再掲)	280 再掲	280 再掲	地域別にDV被害者支援連絡会議を6地域で開催し、被害者の安全確保のための役割分担等の確認を行い、連携体制の強化を図った。(再掲) 10/16、10/22、10/29、10/30、11/13、11/16	269 再掲	地域別に市町村や警察等関係機関との連携体制の強化を図る。(再掲)	270 再掲	男女課 女サポ
	イ	134	家庭等における暴力対策ネットワーク会議を開催し、裁判所、法務局などの関係機関、医師会、民生委員児童委員協議会などの関係団体との連携強化、情報共有を図る。	0	0	家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議を開催し、関係機関との連携強化を図った。 1/16 29機関参加	0	家庭等における暴力対策ネットワーク会議を開催し、裁判所、法務局などの関係機関、医師会、民生委員児童委員協議会などの関係団体との連携強化、情報共有を図る。	0	男女課 女サポ
②国及び他の都道府県との連携の推進 ア 県外への円滑な移送・受入に向けた広域的な連携 イ 制度改善に関する国への要望 ウ 国等で主催する研修への参加 (再掲6-11-①-ウ)	ア	135	広域連携が円滑に実施できるよう、必要な情報の共有や被害者の移送等、県域を超えた連携に努める。	0	0	全国知事会における広域連携についての申し合わせを踏まえ、被害者の移送等、県域を超えた連携に努めた。	0	広域連携が円滑に実施できるよう、必要な情報の共有や被害者の移送等、県域を超えた連携に努める。	0	男女課 女サポ
	イ	136	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議により、内閣府等に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行う。	0	0	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議(事務局:兵庫県)により、内閣府及び厚生労働省に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行った。	0	16都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議により、内閣府等に対し、国のDV被害者支援対策等に係る要望を行う。	0	男女課 女サポ
	ウ	137	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。(再掲)	0 再掲	0 再掲	内閣府主催の「配偶者からの暴力被害者支援のための官・官民連携促進ワークショップ事業」に県内の配暴センター及び民間支援団体の相談員等14名が参加した。(再掲)	0 再掲	国等で開催される研修等に職員を派遣し、資質向上を図るとともに、情報収集に努める。(再掲)	0 再掲	男女課 女サポ
③民間支援団体との連携・協働 ア DV被害者支援活動団体連絡会議の開催 イ 協働によるきめ細やかな支援 (再掲2-4-②-エ) ウ 民間支援団体の育成、支援 エ 性犯罪・性暴力被害者を総合的に支援する体制の構築	ア	138	DV被害者支援活動団体連絡会議を開催し、民間団体との連携強化、情報共有を図る。	0	0	DV被害者支援活動団体連絡会議を開催し、民間支援団体との連携強化を図った。 3/7 関係団体13団体15名、県職員8名	0	DV被害者支援活動団体連絡会議を開催し、民間団体との連携強化、情報共有を図る。	0	男女課 女サポ
	イ	139	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。(再掲)	6,535 再掲	4,473 再掲	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託が行えるよう、連携強化を図った。(再掲)	1,975 再掲	DV被害者の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託を行う。(再掲)	6,547 再掲	男女課 女サポ
	ウ	140	DV・児童虐待職務関係者研修への参加の呼びかけ、DV被害者支援に関する情報の提供等により、民間支援団体スタッフの資質向上を支援する。	0	0	DV・児童虐待職務関係者研修への参加をDV被害者支援活動団体に対して呼び掛け、研修での情報提供等により、団体スタッフの資質向上を図った。	0	DV・児童虐待職務関係者研修への参加の呼びかけ、DV被害者支援に関する情報の提供等により、民間支援団体スタッフの資質向上を支援する。	0	男女課
	エ	141	性犯罪・性暴力被害者が安心して相談できる、きめ細やかな支援を提供するため、被害者支援団体や警察・医療機関等との連携強化に努める。	25,693	23,612	ワンストップ支援センターとして性犯罪・性暴力被害者に対する支援を行っている団体に対して事業費助成を行うとともに、医療機関や弁護士会等関係機関・団体との連携強化に努めた。	15,842	ワンストップ支援センターとして性犯罪・性暴力被害者に対する支援を行っている団体に対して事業費助成を行うとともに、被害者が安心して相談できる、きめ細やかな支援を提供するため、関係機関・団体との連携強化に努める。	25,287	くらし安全推進課